



-

内 容：第一部 表彰式

講師 林 隆一 氏(デュポン株式会社 常務執行役員技術開発本部長)

(1)健康診断の基本

①健康診断の実施は事業者の責任であること

- ②健康診断は判定を含め医師が行うこと
- ③健康診断の実施方法(健診項目等)は、厚生労働省令の定めによること
- ④健康診断は事後措置等が行われることに意義があること

(2)健康診断の種類

一般健康診断・・・労働安全衛生法第 66 条第1項に定められた健康診断で、労働者の一般的な健康状態を調べる健康診断。

特殊健康診断・・・労働安全衛生法第 66 条第 2、3 項に定められた健康診断で、じん肺法第 3 条に定められている健康診断を含めていう。労働衛生対策上、特に有害であるといわれている業務に従事する労働者等を対象として実施する健康診断で、有害業務に起因する健康障害の状況を調べる健康診断。

(3)一般健康診断

雇入時の健康診断・・・常時使用する労働者を雇い入れる際に実施。

定期健康診断・・・常時使用する労働者に 1 年以内ごとに 1 回実施。

特定業務従事者の健康診断・・・常時深夜業に従事する者等、安衛則第 13 条第 1 項第 2 号の業務に従事する労働者について配置替えの際及びその後 6 カ月以内ごとに実施。

海外派遣労働者の健康診断・・・労働者を 6 カ月以上海外に派遣する際及び 6 カ月以上海外に派遣した労働者を帰国させ国内の業務に就かせる際に実施。

給食従業員の検便・・・給食従業員を雇い入れの際、当該業務へ配置換えの際に実施。

(4)特殊健康診断

特殊健康診断の種類		対象業務等	根拠条文
じん肺法	じん肺健康診断	じん肺則別表に掲げる粉じん作業従事者等(じん肺則第 2 条、同側別表)	じん肺法第 3 条 じん肺法第 8 条～第 9 条の 2
労働安全	高気圧業務健康診断	高圧室内業務又は潜水業務 (安衛法施行令第 22 条第 1 項第 1 号)	高圧則第 38 条
	電離放射線健康診断	エックス線、その他の電離放射線にさらされる業務(安衛法施行令第 22 条第 1 号第 2 号)	電離則第 56 条
	鉛健康診断	鉛等を取扱う業務(安衛法施行令第 22 条第 1 項第 4 号)	鉛則第 53 条
	四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛の製造(安衛法施行令第 22 条第 1 項第 5 号)	四アルキル鉛則第 22 条
	有機溶剤等健康診断	屋内作業場等(第 3 種有機溶剤は、タンク等の内部に限る)における有機溶剤業務(安衛法施行令第 22 条第 1 項第 6 号)	有機則第 29 条

全 衛 生 法	特定化学物質健康診断	1.安衛法施行令第22条第1項第3号の業務(石綿等を取り扱い、または視線研究の為に製造する業務を除く) 2.安衛法施行令第22条第2項に掲げる物(石綿等を除く)を過去に製造し、または取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの	特化則第39条 同則別表第3、第4
	石綿健康診断	1.石綿等の取り扱い、または試験研究の為に製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務 2.過去に石綿等を製造、または取り扱いに伴い粉じんを発散する場所における業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているもの	石綿則第40条
	歯科医師による健康診断	安衛法施行令第22条第3項に掲げる業務	安衛則第48条

※下記の「行政指導による健康診断」を特殊健康診断に含める事があります。

※エチレンオキシド、ホルムアルデヒドの製造取り扱いの業務については、6カ月以内ごとに1回の一般健康診断が必要。

※特殊健康診断の結果について、一般健康診断と同様、平成18年4月1日より労働者への通知が義務づけられました。

(5)行政指導による健康診断(指導勧奨)

VDT健康診断、騒音健康診断、腰痛健康診断等、計30の業務について、行政指導による健康診断が定められています。



産業保健セミナー(6・7月)のご案内



当センターの産業保健セミナー(6・7月)を掲載します。

受講料・教材費は無料です。

*セミナーは、できるだけ計画通り実施したいと考えていますが、電力事情や会場等の都合により、研修の中止や日程・会場の変更をすることがあります。

申し込み後の変更については、FAXまたはメールにてご連絡致します。

☆お申し込み・詳細につきましてはホームページをご覧ください☆

⇒ <http://www.gummasanpo.jp/seminar/index.html>

日 程	テーマ	開催場所
-----	-----	------

☆産業医研修		
6月30日(火)	『 職場におけるメンタルヘルス対策 』	前橋テルサ
7月 9日(木)	『 最近の労働衛生関係法令の動向 ～ストレスチェック制度を中心に～ 』	前橋テルサ
7月16日(木)	『 作業環境改善の考え方・進め方 』	前橋テルサ
☆メンタルヘルス対策セミナー		
6月24日(水)	『 心理カウンセリングの基礎と応用① 』	センター
6月30日(火)	『 職場におけるメンタルヘルス対策 』	前橋テルサ
7月 8日(水)	『 心理カウンセリングの基礎と応用② 』	センター
7月10日(金)	『 人間関係&仕事を円滑にすすめるための アサーション・トレーニング(上手な自己表現) 』	センター
☆作業環境管理セミナー		
6月 2日(火)	『 社内で労働衛生教育～考え方・進め方～ 』	センター
6月18日(木)	『 簡易測定器を使った労働衛生の3管理 (作業環境管理・作業管理・健康管理) 』	センター
7月16日(木)	『 作業環境改善の考え方・進め方 』	前橋テルサ
☆法令解説		
7月 9日(木)	『 最近の労働衛生関係法令の動向 ～ストレスチェック制度を中心に～ 』	前橋テルサ

講 師：真下 延男(群馬産業保健総合支援センター 所長)



参 加 者 : 26 名

内 容 : 産業医には「働く人の健康確保」をするため、労働衛生(産業保健)に関する専門的知識・経験に基づく労働者の健康障害の予防のみならず、労働者の心身の健康の保持増進、さらに快適な職場環境の形成に関する助言、指導等が期待されています。

産業医の職務としては労働衛生の3管理(作業管理、作業環境管理、健康管理)が最も基本的なものです。これらを十分に果すための基本は職場巡視と健康診断及び事後措置です。巡視については職場に数多く訪問し、視力、聴力、臭覚等の五感を十分に働かせる必要があります。健康診断も大切ですが何としても事後措置が必要です。

参加者からは「今後の診療に活かしたい」等の意見を得ました。

テ ー マ : 『熱中症について～予防と対策～』

『熱中症について～WBGT の測定と測定値の取扱及び対策～』

開催日時 : 4 月 28 日(火) 15:00～17:00

会 場 : 前橋テルサ 8階けやき

講 師 : 中村 保子 相談員(群馬産業保健総合支援センター 産業医学担当相談員)
大澤 武克 相談員(群馬産業保健総合支援センター 衛生工学担当相談員)

参 加 者 : 41 名

内 容 : 恒例の熱中症の研修です。熱中症は「第12次労働災害防止計画」の重点項目にも取り上げられています。



前半部分では、本格的な暑さを迎える前に予防の基本を再確認し、対処法についてお話いただきました。

後半部分では、熱中症の指標であるWBGTの測り方、測定値の取扱について実習を行いました。また、現在行っている対策について、有効性等を検討しました。

参加者からは「理解し易く、とても良かった」「大変参考になりました。大澤先生のお話は、産業衛生の知識が身についた」等の意見を得ました。

テ ー マ : 『健康診断の事後措置』

開催日時 : 5 月 7 日(木) 15:00～17:00

会 場 : 前橋テルサ 8 階けやき

講 師 : 藤田 晴康 相談員(群馬産業保健総合支援センター 産業医学担当相談員)

参 加 者 : 46 名

内 容 : 健康診断は以前は職業病の早期発見や高血圧、肺結核の診断が主な目的でした。最近はメタボ健診といわれる様に生活習慣病の予防に重点がおかれています。また、メンタルヘルスにも注意が払われるようになりました。これらのことは一人ひとり条件も異なり、健康診断後の各個人の事後処置が大切となります。

参加者からは「就業区分と内容について具体的に話して下さり、知識として習得できた」「具体的で分かり易かった」「特定・特殊業務健診の考え方に時々迷うので、分



平成27年度の申告・納付は6月1日(月)から7月10日(金)までに

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますのでご留意願います。

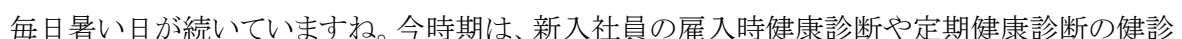
または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へ

http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/gyoumuk_aizen_jyoseikin.html

http://gunma-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/library/gunma-roudoukyoku/toukei/saigai/yusho_kenritsu_H26.pdf

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000084785.html>

- ・6月 4日(月) 館林
- ・6月 8日(月) 前橋
- ・6月11日(木) 太田、伊勢崎
- ・6月12日(金) 藤岡、中之条
- ・6月16日(火) 桐生、富岡
- ・6月17日(水) 高崎、沼田
- ・6月18日(木) 大泉、下仁田
- ・6月19日(金) 安中、松井田
- ・6月24日(水) 渋川



新年度を機に「たばこを吸わない」習慣をスタートし、健康づくりの第一歩を踏み出しましょう！！
たばこは、肺がんや動脈硬化など、さまざまな病気のリスクを高めるだけでなく、周囲の人の健康も脅かします。また、喫煙はニコチン切れによるストレスも生み出します。

①禁煙を先延ばしにしない。

「もう1分だけ、吸うのを待とう」と言い聞かせながら、どこまで記録を伸ばせるか、チャレンジ精神で楽しむのが継続のコツです。

＜＜群馬産業保健総合支援センターメール配信サービス解除、変更はこちらから＞＞

<<このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから>>

sanpo10@gummasanpo.jp

電話:027-233-0026 FAX:027-233-9966